

昭和四十四年総理府令第五十一号

恩給法等の一部を改正する法律附則第十五条の規定に基づく内閣総理大臣に対する申出に関する総理府令

恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第九十一号）の施行に伴い、恩給法等の一部を改正する法律附則第十五条の規定に基づく内閣総理大臣に対する申出に関する総理府令を次のように定める。

恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第九十一号）附則第十五条の規定による申出の様式は、別記のとおりとする。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

別記
様式申
出
書

氏名 (フリガナ)	氏名	氏名
本籍	本籍	本籍
現住所	現住所	現住所
証書記号	証書記号	証書記号
証書の日付	証書の日付	証書の日付
年	月	日生
年	月	日生

恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第九十一号）附則第十五条の規定により、右
の者に係る在職年の通算の辞退の申出をいたします。

昭和 年 月 日

内閣総理大臣 殿

辞退申出者氏名

印